

令和4年度

豊川市内部統制評価報告書
審査意見書

豊川市監査委員

5 豊 監 第 1 9 号
令和5年8月18日

豊川市長 竹 本 幸 夫 殿

豊川市監査委員 武 田 久 計
同 鈴 木 篤 男
同 奥 澤 和 行

令和4年度豊川市内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定により、審査に付された令和4年度豊川市内部統制評価報告書を審査した結果、次のとおりその意見を提出します。

令和4年度豊川市内部統制評価報告書審査意見書

1 審査の対象

令和4年度豊川市内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和4年度豊川市内部統制評価報告書の審査は、豊川市長が作成した内部統制評価報告書について、豊川市長による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討を行い審査するものである。

3 審査の実施内容

令和4年度豊川市内部統制評価報告書について、豊川市長から報告を受け、「豊川市監査基準」に準拠し、関係職員から説明を聴取するとともに、評価報告書その他説明のために提出された資料並びに監査委員が行うとされている監査、検査、審査等において得られた知見を利用し、審査を行った。

4 審査の結果

令和4年度豊川市内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。

5 備考

評価対象期間において運用上の重大な不備があった事案（1件）

「福祉部介護高齢課の貸借契約業務における職員の契約書の偽造及び公印の不正使用」

6 審査の結果を踏まえた意見

評価にあたっては、本市の内部統制の対象となる財務事務において、全庁で統一的に管理するリスク及びリスク対応策を設定したリスク管理シートを用いて、リスク管理に取り組んでいる。今後、評価にあたっては、総務省のガイドラインに照らし合わせ、内部統制評価セクションが第三者的視点で内部統制の有効性を評価していくことが必要である。

重大な不備に該当するかの判断は、報告書の附属資料に記載のあるとおり、再発防止等への事前の組織的対応、結果の重要性などを総合的に勘案したものであるが、その判断基準については、より一貫性・客観性が求められる。また、客観的な重大な不備の判断のためには、内部統制の重大な不備と評価した、あるいは重大な不備と評価しなかった具体的な根拠について、市の説明責任を果たすため報告書又は附属資料において明確にすることが望まれる。

最後に、今回の不祥事や直面するリスクを踏まえ、組織のコンプライアンス意

識の醸成や内部統制推進セクションによるリスク事案の全庁的な情報発信、情報共有に努め、本市の内部統制が更に充実したものとなり、もって市民に信頼される行政運営の確立に資することを望むものである。